

財務省告示第四百十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
 平成十九年十一月三十日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第四 十一回、第四十二回、第四十三回、第四十四 回、第四十五回、第四十六回、第四十七回、第 四十八回、第四十九回、第五十回、第五十一回、 第五十二回、第五十三回、第五十四回、第五十五 回、第五十六回、第五十七回、第五十八回、第五 十九回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の 適用を受けるものとし、その振 替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号）に規定す る利回りに応募した者が加算 する数値をいう。次号において 同じ。）を競争に付して行われ る入札による発行	各申込みのうち利回り格差の 小さいものからその応募額を 順次割り当てる。	額面金額で九百九十八億円

十四 利 子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{発行対象国債の額} \times \text{発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基

準入札の基
とする

(別表のとおり)
額面金額百円につき百円
平成十九年十一月二十七日付
で日本証券業協会が発表した

（（利 第二付 五十年 六回） ）	（（利 第二付 五十年 五回） ）	（（利 第二付 五十年 四回） ）	（（利 第二付 五十年 三回） ）	（（利 第二付 五十年 一回） ）	（（利 第二付 四十年 九回） ）	（（利 第二付 四十年 五回） ）	（（利 第二付 四十年 四回） ）	（（利 第二付 四十年 二回） ）	（（利 第二付 四十年 一回） ）	名称及び記号
二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 六 %	一 ・ 五 %	利率（年）
二四平 十年成 日六三 月十	二四平 十年成 日一三三 月十	月三平 二年成 日二十三 月二十	月三平 二年成 日二十三 月二十	二三年平 十年成 日一六三 月十	二三年平 十年成 日二三三 月十	二二平 十年成 日三三三 月十	二二平 十年成 日三三三 月十	二一平 十年成 日三三三 月十	二一平 十年成 日三三三 月十	償還期限
三十一 億 円	九億 円	八億 円	九十四 億 円	円百六 十四億	二十五 億 円	億二百 二十二	円百七 十九億	七十九 億 円	三十七 億 円	（発行 額面金 額）

（別表）

十八 元利返済の平均値の単利利回りとする。

十九 入札参加者

二十 払込期日

各発行対公社債店頭売買参考統計値表
に掲載された各発行対象国債
の平均値の単利利回りとする。

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十九年十一月三十日

（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 五）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 八）債 回 券 ）
二 ・ 一 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %
二六平 十年成 日三三 月十	月五平 二年成 日十三 日二十	月五平 二年成 日十三 日二十	二五平 十年成 日六三 月十	二四平 十年成 日九三 月十
八 十 六 億 円	二 十 二 億 円	十 億 円	十 二 億 円	二 十 億 円